

鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金の 事務手続きについて



1. 求人企業から鳥取県立ハローワーク等へ一般求人の申し込み、
又は就職氷河期世代の一般トライアル求人の申し込み

2. 県立ハローワーク等から就職氷河期世代の求職者を紹介

○県立ハローワーク等から求職者が国の助成金（一般トライアルコース、就職氷河期世代安定雇用実現コース）の助成金対象労働者である場合は、その旨の説明があります。

3. 書類選考・面接等の実施、応募者の採用を決定

○県立ハローワーク等から国の助成金の支給手続きに必要な書類が交付されます。
（雇用した日から1か月以内）

4. 対象労働者を雇用

○国の助成金申請までに、一般トライアルコースは原則3か月、就職氷河期世代安定雇用実現コースは約6か月の雇用期間が必要です。

5. 国助成金の支給申請手続き

○4の雇用期間が経過してから2か月以内に、国ハローワークで助成金の支給申請を行います。

6. 県補助金の交付申請手続き

○国の助成金の支給決定があつてから30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課へ補助金交付申請書を提出してください。

7. 県補助金の交付決定・補助金のお支払い

○補助金の交付申請をもって補助金の額の確定を行いますので、事業実績報告書の提出は必要ありません。

書類提出・問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220 本庁舎7階

電話：0857-26-8477 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/